

【公告】 会員権停止

大阪市北区天満二・七・一一
株式会社 J E L L トラスト不動産
代表取締役 藤田 竜二

右の者は、区分所有建物売買契約に係る媒介業務において、媒介契約書交付義務違反、重要事項説明義務違反及び売買契約書交付義務違反が発覚し、本会の名誉を毀損し信用を失墜した理由により、本会定款第一〇条並びに同定款施行規則第一五条第一項及び同第二項第四号の規定に基づき、令和六年四月八日から四日間会員権を停止する。

令和六年三月二十九日

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会
会 長 高 村 永 振
綱紀自主規制委員会
委 員 長 濱 西 孝 士